

様式第2号(第10条関係)

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称  
令和2年度第2回佐伯市景観デザイン審査会
- 2 開催日時  
令和2年9月16日(水)15時00分から17時00分まで
- 3 開催場所  
所在地 佐伯市中村南町1番1号  
会場名 佐伯市役所 本庁舎4階 402会議室
- 4 出席者  
委員5人(全委員数5人)  
会長 岩佐 礼子 副会長 桑門 超  
委員 姫野 由香、北口 芳康、浅利 善然
- 5 公開、非公開の別  
公開(一部非公開)
- 6 傍聴人数  
0人
- 7 議題及び結果
  - (1) 景観法及び佐伯市景観条例に基づく行為の届出(通知)の運用開始状況について  
て  
(結果) 事務局から、景観法及び佐伯市景観条例に基づく届出(通知)の運用状況(処理件数・行為の内容)について説明を行った。
  - (2) 景観形成重点地区内の景観形成基準の取扱いについて
    - ア 通りに面して駐車スペース等を確保する場合の取扱い  
(結果) 景観形成重点地区内において、駐車スペース等を確保する場合には、通りの連続性を担保するために間口に対して5割程度の生垣や塀を設置することを基本とし、この内容に当てはまらないものについてはいくつかのポイントを押さえた修景を行う必要があるとの意見をいただいた。
    - イ 通りから直接見えない行為に対する取扱い  
(結果) 通りからの景観を重要視しているため、直接見えない行為に対しては適用除外の取扱いとして良いのではないかと意見をいただいた。
    - ウ 一時的に設置される現場事務所等の仮設建築物の取扱い  
(結果) まちの景観は長期的な視点で形成されていくものと考え、一時的に設置される仮設建築物については適用除外の取扱いとして良いのではないかと意見をいただいた。
  - (3) 太陽光発電設備設置にかかる取扱いについて  
(結果) 主要幹線道路沿いなど設置施設が容易に見える場合には、道路沿いに中木程度の樹木を設置するなどの修景が必要ではないかと意見をいただい

た。

8 審議の内容

事務局から委員に対して上記項目の説明を行い、審議を行った。議題（２）及び（３）の内容については、各行為に対する景観形成基準の取扱いについての意見をいただいた。いただいた意見を基に各行為の手続処理及び今後の取扱基準等を定めていくものとする。

9 会議の資料名一覧

- （１） 議題（１）に係る行為届出（通知）受付一覧表
- （２） 議題（２）アに係る行為届出書の写し
- （３） 駐車スペースのつくり方（大分市戸次本町の事例）
- （４） 敷地の前面に塀や生垣を設置した際のモンタージュ写真
- （５） 議題（２）イ及びウの取扱基準（案）
- （６） 議題（３）に係る事前協議案件資料の写し

10 問合せ先

担当課 建設部都市計画課計画・区画整理係  
電話番号 0972 - 22 - 3114 内線 416